

議第100号 呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正（令和5年法律第48号による改正）により、国民健康保険等の被保険者証等（以下「健康保険証」といいます。）が廃止されることに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費の各支給制度は、医療費の自己負担の一部を助成する制度であり、これらの助成を受けるためには、公的医療保険の被保険者等であること（以下「受給資格要件」といいます。）が前提となっています。

健康保険証が廃止されると、受給資格要件の確認ができなくなることから、申請者等が国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者であることを確認するために、庁内連携により、「国民健康保険関係情報」及び「後期高齢者医療保険給付関係情報」を利用できるよう、所要の規定の整備をします。

なお、その他の公的医療保険（健康保険組合等）の被保険者等については、情報連携により、それぞれの公的医療保険の実施主体に受給資格要件を確認します。

【参考】

- 庁内連携 特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。以下同じ。）を同一執行機関内（例えば福祉担当課と税担当課）でやり取りすること。
- 情報連携 特定個人情報を他の団体等（国や他の自治体等）とやり取りすること。
- 各医療費支給制度の受給資格者
 - ・こども医療費支給制度
 - 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の保護者等
 - ・ひとり親家庭等医療費支給制度
 - 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを監護・養育をしているひとり親等と、その子ども
 - ・重度心身障害者医療費支給制度
 - 身体障害者手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級、2級又は3級である人
 - 療育手帳の交付を受けていて、障害の程度が㊤、A又は㊦である人
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級であり、自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている人

3 施行期日

令和6年12月2日